

1. 請求の要旨 (イ) について

事実証明書-1の通り、常総市は、常総元気塾との間で「市民コミュニティ支援事業委託契約」を平成22年4月1日に交わした。

契約書第7条に示されている通り、総額438万円を超えない額で、その仕様書に示す次の4つの業務を行うことと定められている。

- ①市民協働フォーラムの開催(2回)
- ②市民討議会の開催
- ③市民団体情報交流支援事業の推進
- ④ファシリテータの養成講座、郷土の歴史に関する定例塾等を開催

一方、**事実証明書-2**は、常総元気塾が作成して常総市に提出した平成 22 年度の市民コミュニティ支援事業実績報告書である。

この「6 委託に関する事業の実施状況」を見ると、実施した事業として次の2つが挙げられているだけである。

- a)市民協働フォーラム
- b)市民団体情報交流支援事業

すなわち、「②市民討議会の開催」及び「④ファシリテータの養成講座、郷土の歴史に関する定例塾等を開催」は事業として実施しなかったということである。

これら2つの業務については、明らかに**債務不履行**である。

一方、「①市民協働フォーラム」について見てみると、開催日は平成22年8月18日と記されているだけである。

すなわち、**事実証明書-1**の契約では2回実施することとされているにもかかわらず、1回しか実施しておらず、実施しなかった1回分は明らかに**債務不履行**である。

本事業は4つの業務のうち2つと半分が**債務不履行**という異常な状況にある。

「②市民討議会」については、**補足資料－1**に示すとおり「パートナーシップ協定」を結び「3. 役割と責務 (1)JC と元気塾の役割と責務 オ」に定められているとおり、常総元気塾は経費の一部を負担するとしていたが、実際は「市民コミュニティ支援事業」の補助金にその費用を請求していたことが明らかとなり、**事実証明書－7**の通り常総元気塾は平成23年2月21日に110,666円を常総市に対して返還した。

この返還により、債務不履行の業務については事業費は補助金から支出されていないことになった。

しかし、本補助金事業は、これら4つの業務を行うことを前提に補助金から人件費が支出されることになっている。

4つの業務のうち2つと半分の業務を行わなかったと言うことは、人件費もその分かかっていないということである。

このような状況下、**補足資料－2**、**補足資料－3**の「貸金台帳」に示すとおり、人件費として毎月定額7万円を支払っていたことは非常に問題である。

唯一、きちんと行ったであろう「③市民団体情報交流支援事業」についても、中味をチェックしていくと、信じられない事実が明らかとなる。

ここで「市民団体情報交流支援事業」とは、「スマイルじょうそう」というホームページを管理・運営する業務である。

事実証明書－2によれば、実績として次のように記されている。

- ・登録団体数:3団体
- ・個人登録者数:34人
- ・承認記事数:303通

ところで、この「スマイルじょうそう」は、**補足資料－4**に示すとおり「市民コミュニティサイト維持管理業務」の契約書により、ココファン クリエイトに月額28,875円で外注されていた。

本契約書の仕様書によれば、ココファン クリエイトは次の業務を行うこととされている。

- ・コミュニティサイトの保守・管理
- ・サーバー利用

維持管理は外注されているため、常総元気塾の雇用者の担当業務は限られる。

ただし、何かしら雇用者が業務を行っていなかったら、8月18日に実施した市民協働フォーラム以降、雇用者は何も業務を行っていなかったことになってしまう。

事実証明書-2の実績報告書から雇用者は「登録」と「承認」の作業を行っていたと考えられる。

「登録」作業について見てみると、登録団体数はわずか3団体で、個人登録者数も34名と非常に少なく、年間通じて業務として登録作業をしていたとは到底言えない状況である。

「承認」作業について見てみると、年間303通の記事が承認されており、承認されなかったものもあったとして、この2倍の記事が投稿されていたとして約600件である。

一方、雇用者の合計労働日数は**補足資料-2**及び**補足資料-3**より254労働日である。投稿された記事数が約600件とすると1労働日当たり2.4件のチェックを行っていただけと言うことになる。

1労働日当たり2～3件程度の投稿記事の承認に、どれだけの時間をかけていたのかとすることである。

投稿記事を読んで承認するかしないかを判断するのに、1件当たり長くても30分もあれば十分であろう。1件当たり2時間も3時間もかかるようなものではない。

つまり、雇用者は8月18日以降は1労働日当たり1～2時間程度「承認」作業を行った後、何も業務がないという状況にあったということだ。

何も作業がない中で雇用者は一体何をしていたのか。

何も業務をせずにずっと事務所にいたということなのか。

この補助金事業による労働実態は本当にあったのか。

次々に疑問がわいてくる。

ところで、**補足資料-5**に「常総市コミュニティサイト～スマイルじょうそう～利用規約」がある。この「6.1」に今までの説明を覆す重大なことが規定されている。

すなわち、「常総元気塾は、管理サーバ上に会員が保管しているデータ（E-mail、メッセージ、記事、発言等を含む）の閲覧、編集、提供及び削除を行わないものとする。」と規定されている。ただし書きで裁判所等の命令に従うときなどを除外しているが、原則としては「常総元気塾は閲覧、編集、提供及び削除を行ってはいけない」と言うことである。

つまり、投稿された記事やコメント等は常総元気塾による「承認」作業を受けずにそのまま公開されることが基本で、仮に常総元気塾が「承認」作業をしていた場合、本規約に反したことをしていたと言うことであり、それによって人件費を得ていたと言うことは許されないことである。

このように見えてくると、ますます雇用者は一体日頃何の作業をしていたのかという疑問にたどり着く。労働せずに給料だけを得ていたとしたら、失業者に働く場を提供することを目的とした「ふるさと雇用再生特別基金事業」の趣旨に反し、非常に問題である。

なお、補助金事業で作製した「スマイルじょうそう」のサイトの問題点を更に示しておく。

補足資料－6に「スマイルじょうそう」のサイトを示す。

このサイトは**補足資料－7**に示すとおり常総元気塾からココファン クリエイトに682,500円で丸投げ外注・作製されたものである。

常総市は、**補足資料－8**の平成23年2月16日付け朝日新聞の記事では、平成22年度で事業を中途終了した後も「市のサイト内に移す方向などで検討している」としていたが、平成22年度末で事業が終了するや、翌月の4月末には本サイトも完全閉鎖し、データも全て消去されてしまっている。

68万円を超える補助金で作製したサイトがいとも簡単にこのように閉鎖され、それまで蓄積されたデータも消去されてしまうことに対して、補助金事業として適切な行為なのかどうかという点での検討も必要である。

「スマイルじょうそう」のサイトでは、記事の投稿の他にリース契約して借りたデジタルカメラでビデオ撮影して投稿するということが当初考えられたが、サイトの命名に関するビデオとサイト開設当初の市長からのメッセージの2本だけの公開に終わった。

このデジタルカメラについては、**補足資料－9**に示す平成23年1月6日付け「住民監査請求の監査結果について(通知)」の5ページ、(3)でリースとされているが、その後市民協働課は住民訴訟の場で急遽「リース」ではなく「購入だ」と説明を翻した。

補足資料－10は「平成23年(行ウ)第3号常総市補助金返還請求事件」の平成23年3月17日付け答弁書である。これは常総市が作成し裁判所に提出した答弁書である。この8ページ目の「13」に「原告(古性)は、デジタルカメラをリースと誤解しているが購入である。」と記している。更にデジタルカメラをリースだとする原告の主張は失当であるとまで述べている。

補足資料－9と補足資料－10を比較すれば監査委員への説明と裁判所への説明が異なっていることは明白であり、非常に問題である。監査委員への説明と異なる証言をすることを常総市の監査委員は許しているのか、このような屈辱を常総市の監査委員は感知しないところで受けていて良いのか、ということの問題提起しておく。

住民監査請求の正確性がもろくも瓦解したと言わざるを得ない。

私は監査委員の監査結果をあくまでも信じたが、裁判長の目の前で常総市により否定された。これはすなわち監査委員の否定であり、それだけ常総市では監査委員が軽く見られていると言うことにも繋がる。

以上見てきたとおり、この「市民コミュニティ支援事業」は非常に不可解な事業である。

定められた業務をきちんと行っていないにも係わらず、人件費だけは毎月定額出で行っており、これが失業者を救済するための補助金事業だったのかと目を疑ってしまう。

平成23年8月18日の市民協働フォーラムにしても1か月前からの準備で十分であろう。

補足資料－11及び補足資料－12が雇用者二人の平成22年度の「出勤簿」である。

これら出勤簿データを元に市民協働フォーラムの前後の労働日数を取りまとめたものが次表である。

	H23.6.19～7.18	H23.7.19～8.18	H23.8.19～9.18
雇用者2人の 合計労働日数	26日	28日	28日

これら労働日数の推移を見ると、市民協働フォーラムの準備のために特に忙しかったということもなく他の期間と同じような業務状況であったということである。

通常ではあり得ないことなのではなかろうか。

前もってコツコツと準備を進めていたということであれば、市民協働フォーラム後の労働日数が減っても良さそうだが、減らないところが不思議だ。

このような市民コミュニティ支援事業に、漫然と補助金を支出していたということが許されるのだろうか。

以上より、平成22年度の契約不履行に伴う違約金額を、人件費も含め確定し、これに対する平成23年4月1日から支払済まで年5分の割合による金員を常総元気塾に請求するよう求める。

なお、まったく呆れる話だが、**事実証明書-2**の「6 委託に関する事業の実施状況」の(2)に出ているサイト名「**すまいる常総**」は、「スマイルじょうそう」の誤りである。

通常では考えられない誤りである。

「スマイルじょうそう」という名称は**補足資料-13**の「常総元気塾 21年度帳簿」の3月1日に「コミュニティサイト名付け記念品」として 5,000 円が支出されているが、市民に呼びかけ募集して決めた名称である。

補足資料-14は2010年3月の広報常総の14ページである。市コミュニティサイトの愛称が「スマイルじょうそう」に決定したと記されている。

補足資料-15は2010年4月の広報常総の8ページである。「スマイルじょうそう」の開設とサービス内容のお知らせが出ている。

「すまいる常総」という名称は、どこにも出てこない。

いやしくも補助金事業を受託した団体が、自ら行った事業の成果物である「スマイルじょうそう」の名称を「すまいる常総」などと誤記することがあるだろうか。

このような誤りをする事自体、きちんと事業を行ってこなかった証でもある。

受託した業務内容を全うできていないのであるから、常総市監査委員は常総元気塾の債務不履行に対して厳格に対処しなければならない。

2. 請求の要旨（ロ）について

ふるさと雇用再生特別基金事業は、平成21年度から3か年の事業として開始された。
つまり平成23年3月まで本来であれば事業が継続しているはずであった。

ところが常総元気塾が補助金不正受給事件を引き起こしたため、事業は平成22年度で終了を余儀なくされた。

このことにより、常総市民は平成23年度に提供される予定であった「市民コミュニティ支援事業」によるサービスを受けることができなくなった。

事実証明書－4の「ふるさと雇用再生特別基金事業計画書(修正)」によれば、平成23年度の委託金額は429万円を予定し、市民討議会、市民協働フォーラム開催、市民団体情報交流支援事業、及び市民協働事業支援の4つの業務を行う予定であった。

常総市は、常総元気塾に対し、平成23年度実施する予定であった事業が常総元気塾の不祥事が原因で行えなくなり、市民へのサービスが低下したことに対する損害賠償額を確定し、これに対する平成23年4月1日から支払済まで年5分の割合による金員の請求をしなければならない。

3. 請求の要旨（ハ）について

平成23年12月16日に提出した「常総市職員措置請求書の補正について」の「1. 請求書の1. 請求の要旨（ハ）について」に示したとおり、平成22年度の帳簿作成は市民協働課が、常総元気塾に領収書を提出させ、1つ1つ事業費として認められるかどうかを判断して帳簿を作成した旨市民協働課の課長補佐より説明を受けた。その場には市民協働課長も同席していた。

その成果物が**事実証明書**－7である旨、説明を受けた。

本来会計帳簿の作成は「市民コミュニティ支援事業」の受託者である常総元気塾が行わねばならないものであり、市民コミュニティ支援事業の補助金の中に当然その作業のための人件費が含まれている。

常総元気塾は自ら行わねばならない帳簿作成を履行しなかったにもかかわらず、常総市に対して帳簿作成のために要した人件費をも内包した人件費を請求し、補助金を受け取ったことは民法に定める**不当利得**にあたる。

市民協働課は、本来行わねばならない業務の他にこの帳簿作成を行わざるを得なかった。

常総市は平成22年度分帳簿作成に要した人件費を確定し、これに対する平成23年4月1日から支払済まで年5分の割合による金員を常総元気塾に請求しなければならない。

4. 請求の要旨（二）について

常総元気塾が補助金の不正受給事件を起こしたため、3か年事業が事業年度途中の平成22年度で終了せざるを得なくなった。

この不正受給事件を茨城県に報告するため、常総市は**事実証明書－5**の通り、平成23年2月18日付けで「ふるさと雇用再生特別基金事業補助金に係る報告について(回答)」を作成・提出している。この報告書は表紙1枚と本文7枚にわたる。

さらに**事実証明書－6**の通り、平成23年4月18日付けで「平成21年度ふるさと雇用再生特別基金事業補助金の一部返還について」という文書を常総市は茨城県に提出することを余儀なくさせられた。

事実証明書－6は、本文1枚と別紙1枚、その他添付書類として通知書などの写し合計6種類から構成されている。

事実証明書－5及び**事実証明書－6**は、常総元気塾が補助金の不正受給問題を引き起こさなければ作成する必要のなかった書類である。

常総市は常総元気塾により余計な作業を余儀なくされ、人件費を費やし余計な出費をして茨城県庁まで書類を提出しに行かざるを得なかった。

常総市は、これらの文書を作成・提出するために要した人件費及び交通費を確定し、これに対する平成23年4月1日から支払済まで年5分の割合による金員を常総元気塾に対して請求しなければならない。

特に平成23年4月18日付けの書類の作成・提出は、平成23年3月11日の東日本大震災後の非常に多忙を極めた時期に当たる。

これらの書類を作成するために、市役所職員は被災市民対応にあたることができず、また必要のない残業までしなければならなくなった。

こういうことも全て加味した賠償を常総元気塾に請求しなければならない。

5. 他の自治体におけるふるさと雇用再生特別基金事業等の不正への対応

厚生労働省のふるさと雇用再生特別基金事業や緊急雇用創出事業の補助金を巡っては、他の自治体でも補助金の不正受給問題が表面化している。

しかしこれらの不正が起きた自治体では、断固とした態度で不正にのぞみ、全額返還、若しくは全額返還の上に刑事告訴等を行っている。

常総市が補助金不正事件に対して甘い対応をとっていれば、第2、第3の補助金不正受給事件が起きかねない。また甘い対応をする町だとして全国から嘲笑を受けかねない。

常総元気塾が自主的に全額返還しない場合には、民法第 704 条に基づく不当利得返還請求権を常総市は当然行使し、常総元気塾に対して全額返還を求めるべきである。

【参考】

■雇用創出の基金による事業(厚生労働省の補助金事業)

①ふるさと雇用再生特別基金事業

地域の創意工夫で、地域の求職者等が継続的に働く場を創り出す。

②緊急雇用創出事業

離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創る。

③重点分野雇用創造事業

- ・介護、医療等今後の成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成を行う。
- ・東日本大震災の影響等で失業された方々の雇用機会を創る。

(株)会議録研究所

補足資料－16に、かすみがうら市で起きた茨城県の緊急雇用創出補助金の不正受給事件についての朝日新聞の記事を紹介した。

失業者を新たに雇ったように見せかける虚偽の業務報告を行い約160万円を不正に受給していたとして、加算金を含めた約165万円を返還させ、茨城県に返還した旨、記されている。更にかすみがうら市は2011年度の事業を中止し、会議録研究所を6か月間の指名停止処分している。

この会議録研究所では、東京都や埼玉県、愛知県等でも同様の手口で補助金の不正受給を行っている。

例えば、**補足資料－17**の通り、東京都青梅市では、約460万円の緊急雇用創出事業で実際には失業者を雇用せずに在宅社員等に業務を行わせ、あたかも失業者を雇用したような虚偽の報告書を提出し、不正に補助金を受給していた。青梅市は会議録研究所から全額返還を受け、東京都に全額返還する旨記されている。

補足資料－18は埼玉県の戸田市と北本市のものだが、合計約2000万円の委託費に不正があったとして、会議録研究所は自主的に全額返還している。**補足資料－19**の通り会議録研究所は「ハローワークに求人登録したが適切な人がいなかった」と不正を認め、全額返還した旨記されている。

八千代エンジニアリング(株)

補足資料－20の通り、八千代エンジニアリング(株)関東センターは、熊谷市から「平成21年度 緑の地図作成事業」を契約金額約666万円で受託し、これを完了し委託料の支払いを受けた。

本事業は埼玉県緊急雇用創出基金の補助金を財源とした事業で、失業者を新規に雇用して業務に従事させるという契約条件であった。しかし、実際には失業者ではない学生アルバイト等で多くを代替し、不正に委託料の支払いを受けていた。

補足資料－21の通り、八千代エンジニアリング(株)は不正を認め、自主的に契約金額約666万円全額返還し、さらに**補足資料－22**に示すように埼玉県内の各市町で指名停止処分を受けるに至った。

以上2つの会社は、「緊急雇用創出基金」の補助金事業を巡る事件であるが、常総元気塾と同様に「ふるさと雇用再生特別基金事業」でも不正が起きている。

(株)がいな

補足資料-23~26は、ふるさと雇用再生特別基金事業の委託金を鳥取県倉吉市内のプロ劇団「座・がいな(株式会社がいな)」が不適正使用していたという事件についての日本海新聞の web 記事である。

「(株)がいな」は、舞台事業として2,800万円で鳥取中部ふるさと広域連合(倉吉市・湯梨浜町・三朝町・北栄町・琴浦町の1市4町)から事業を受託していたが、広域連合は委託金の使途が「不正行為」だったと認定し、「がいな」側は概算払いの委託金約1300万円の全額を広域連合に返還し、広域連合は「がいな」との委託契約を解除した。

不正行為として次のような事項が挙げられている。

- ・虚偽の領収書を用意するなどして出張旅費を架空請求
- ・稼働実態がない車両リース契約
- ・雇用者4人の人件費約644万円(1人当たり月額給料約25万円)の支出について、雇用実態はあるものの委託外業務や関連会社(東京都内)の業務に従事し、広域連合の委託事業が主な業務ではなかった
- ・雇用者以外の携帯電話の端末機と電話代支出
- ・燃料費やパソコン賃借料など一部事務費も委託外業務に充当、等

複数の広域連合議員、監査委員からは「返金して『はい、終わり』で済む問題ではない。市民は許さない」などとして法的措置を講じて真相究明を求める声が高まると同時に、広域連合執行部と事務局の責任も問われるのが必至な情勢となった。

広域連合会長は「関連会社の実績があったので、少し信頼しすぎた面があった。十分な指導監督ができず、執行部の長として責任を感じている。」として時期を見て、自身を含めて関係者の処分を下すとしている。

なお、最初に記事が出たのが平成23年11月3日で、そのわずか1か月後の同年11月29日には、鳥取中部ふるさと広域連合は劇団運営会社「(株)がいな」の社長及び舞台製作会社「笑う猫」の社長を、架空経費の計上や虚偽報告で委託料返還を免れようとしたとして、詐欺の疑いで告訴している。

常総市以外で起きた補助金の不正受給事件と、常総市で起きた補助金の不正受給事件の対応には雲泥の差がある。常総市以外は、最低でも全額返還をさせられている。これは厳しいようだが「公金」を不正に受給したのであるから、当然の措置である。

補足資料－27は平成23年12月14日の常総市議会で、常総元気塾問題を調査するために百条委員会設置の提案が行われたが賛成少数で否決されたという記事である。

常総元気塾元代表は、「元気塾のミスがあった部分は反省し、返還もしている。」としてあたかも解決済みだと言わんばかりであるが、けっして解決済みの問題ではない。

不正に受け取った分を返せばすむという考えは小学校入学前の子供の考えであり、小学校入学後は、単に返せばすむということにはならない。中学生以上では更に厳しくなる。

特に補助金は公金である。公金を不正に請求し、受け取った後、問題化したので不正分は返すというようなことは一般社会では到底受け入れられない。常総市だけで認められるローカルルールで対応をしては絶対にならない。全国共通の対処法でいかねばならない。

なお、平成23年12月の常総市議会で常総元気塾は平成22年度に「人件費を水増し請求していた一方で、労災保険料の支払では過少申告をしていた」ことも明らかになっている。

常総市はあくまでも民法第704条による不当利得返還請求権を常総元気塾に対して行使し全額返還を求め、茨城県にきちんと全額返還しなければならない。それが補助金を受けた地方公共団体の責務である。

【参考】

(悪意の受益者の返還義務等)

民法第704条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

(債権等の消滅時効)

民法第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。